

府中市新型インフルエンザ等対策行動計画

広島県府中市

平成27年10月

平成28年10月 改定

平成31年 4月 改定

令和 8年 4月 改定

目 次

第1部 市行動計画について

第1章 はじめに	1
第2章 新型インフルエンザ等対策の基本方針	3
第1節 対策の目的	3
第2節 基本的な考え方	4
第3節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	8
第4節 対策推進のための役割分担	9
第5節 市行動計画の主要7項目	12
(1) 実施体制	12
(2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	15
(3) まん延防止	15
(4) ワクチン	16
(5) 保健	17
(6) 物資	17
(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保	18

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制	19
第1節 準備期	
第2節 初動期	
第3節 対応期	
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	22
第1節 準備期	
第2節 初動期	
第3節 対応期	

第3章 まん延防止	27
第1節 準備期	
第2節 初動期	
第3節 対応期	
第4章 ワクチン	28
第1節 準備期	
第2節 初動期	
第3節 対応期	
第5章 保健	34
第1節 準備期	
第2節 初動期	
第3節 対応期	
第6章 物資	35
第1節 準備期	
第2節 初動期	
第3節 対応期	
第7章 市民生活及び市民経済の安定の確保	36
第1節 準備期	
第2節 初動期	
第3節 対応期	

資料

【用語集】	40
【府中市新型インフルエンザ等対策本部条例】	43

第1部 市行動計画

第1章 はじめに

1. 行動計画改定の趣旨

府中市新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「市行動計画」という。)は、平成25年4月に施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)第8条に基づき、平成27年10月に策定した。

この市行動計画は、府中市における新型インフルエンザ等の対策に関する基本的な方針及び市が実施する措置等を明確に示すもので、新型インフルエンザ等対策政府行動計画(以下「政府行動計画」という。)及び広島県新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「県行動計画」という。)と整合し策定するものである。

令和2年1月に国内で最初の新型コロナウイルス感染症(COVID-19)(以下「新型コロナ」という。)の感染者が確認されて以降、新型コロナの感染が拡大する中で、市民の生命及び健康が脅かされ、市民生活及び社会経済活動は大きく影響を受けることとなった。この未曾有の感染症危機において、次々と変化する事象に対し、市民はもとより、行政、医療関係者、事業者等、社会全体で取組が進められたが、事前準備が不十分であったこと等により、様々な課題が浮き彫りになった。

今般の市行動計画の改定は、新型コロナへの対応で明らかとなった課題等を踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナ以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すものであり、これに基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には、迅速かつ着実に必要な対策を実施していく。

また、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見や検証等を通じて見直しを行うとともに、政府行動計画及び県行動計画の見直しがあった場合には、適時に見直しを行っていく。

2. 基本理念

新型インフルエンザ等が発生しても、全ての市民が安心して暮らすことができる社会を実現する

3. 目指す姿

新型コロナ対応では、感染症危機が、市民の生命・健康だけでなく、経済・社会生活にも大きな脅威となり、全ての市民が当事者として向き合い、社会全体で取り組まなければ対策の効果が期待されるものではないことが浮き彫りとなった。

次なる感染症危機は、将来必ず到来すると考えられ、感染症危機に強く、しなやかに対応できる社会を目指す必要がある。

- 新型インフルエンザ等のまん延時においても、十分な検査、診療及び療養体制が確保されるとともに、訓練等を通じて感染症危機に対応できる平時からの体制づくりが充実している。
- 感染症危機に当たっては、市民の理解・協力を得て、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策が実施され、市民生活及び社会経済活動への影響が軽減されている。
- 感染症危機に際しても、偏見・差別及び社会の分断が生じないよう、基本的人権が尊重されている。

第2章 新型インフルエンザ等対策の基本方針

第1節 対策の目的

新型インフルエンザ等の発生時には、長期的に、市民の多くが患うおそれがあり、患者の発生が一定の期間に集中し、医療提供の限界を超えるという状況を想定し、新型インフルエンザ等対策を市全体の危機管理に関わる重要課題と位置付け、つぎの事項を基本的な目的とする。

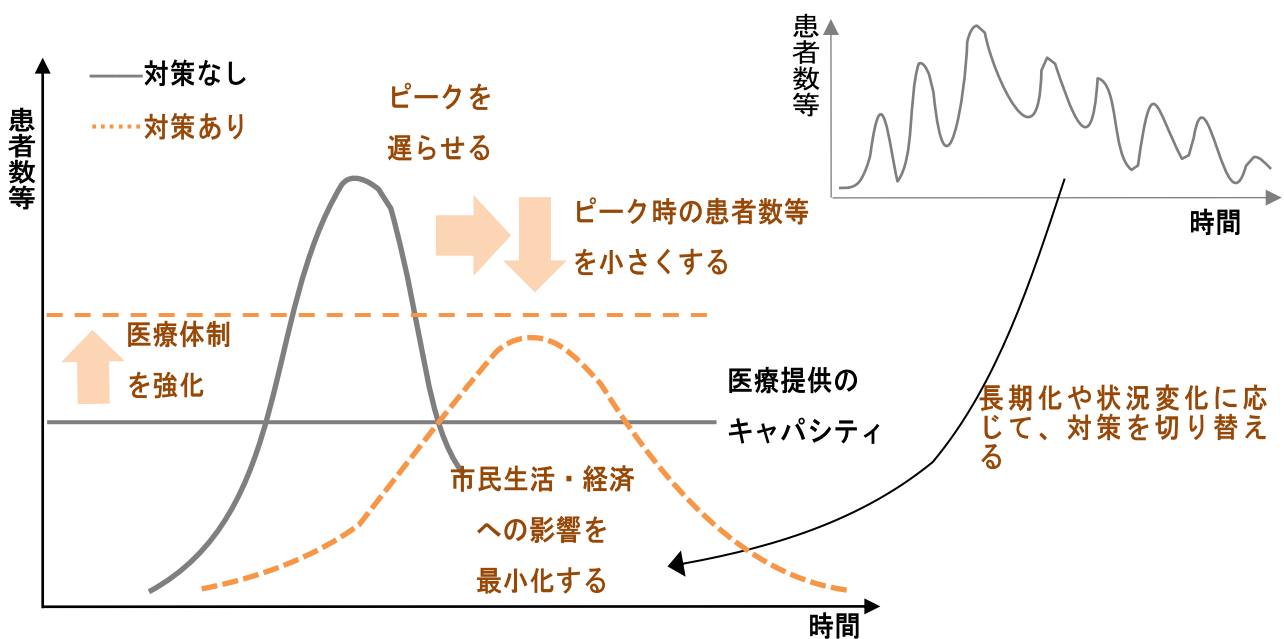
(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること

- ・感染拡大を抑えて流行のピークを遅らせ、医療機関等の負荷軽減を図り医療提供体制の整備やワクチン提供のための時間を確保する。
- ・治療が必要な患者に適切な医療を提供し、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響を最小となるようにすること

- ・地域での感染対策等を行い、患者や欠勤者等の数を減らす。
- ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減し、安定を確保する。

〈対策の効果概念図〉



第2節 基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、国及び県等と連携した対応が求められることから、本市の行動計画においても政府行動計画及び県行動計画で定める発生段階と同様の区分を適用し、それぞれの段階に応じた対策を定める。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の各対策項目について、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とするとともに、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、有事のシナリオの想定に当たっては、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）のリスク評価の大括りの分類を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示す。

また、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

【準備期】

感染症危機への対応には、関係者間で共有しながら、平時から体制づくりを周到に行い、有事の基盤とすることが重要である。感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を、広く感染症対策に携わる関係者や市民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするため、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えの充実を進め、迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基礎となるデジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進等を行う。

【初動期】

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の急速なまん延のおそれのある事態を国が探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間は、国により感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにされることを踏まえつつ、感染拡大

のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、直ちに初動対応の体制に切り替え、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

【対応期】

対応期については、さらに次のアからエまでの時期に区分する。

ア 封じ込めを念頭に対応する時期

新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、まずは、病原性や感染性が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に対応する。患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染したリスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした対策を講じ、流行状況の早期の収束を目標として対応する。

また、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策については、縮小や中止を図る等の見直しを行う。

イ 病原体の性状等に応じて対応する時期

感染の封じ込めが困難で市内で感染が拡大した場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間、複数の感染の波への対応、対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討し、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮や工夫を行う。

ウ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まるため、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえて、科学的知見に基づき、対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化さ

せる必要が生じる可能性も考慮)。

エ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

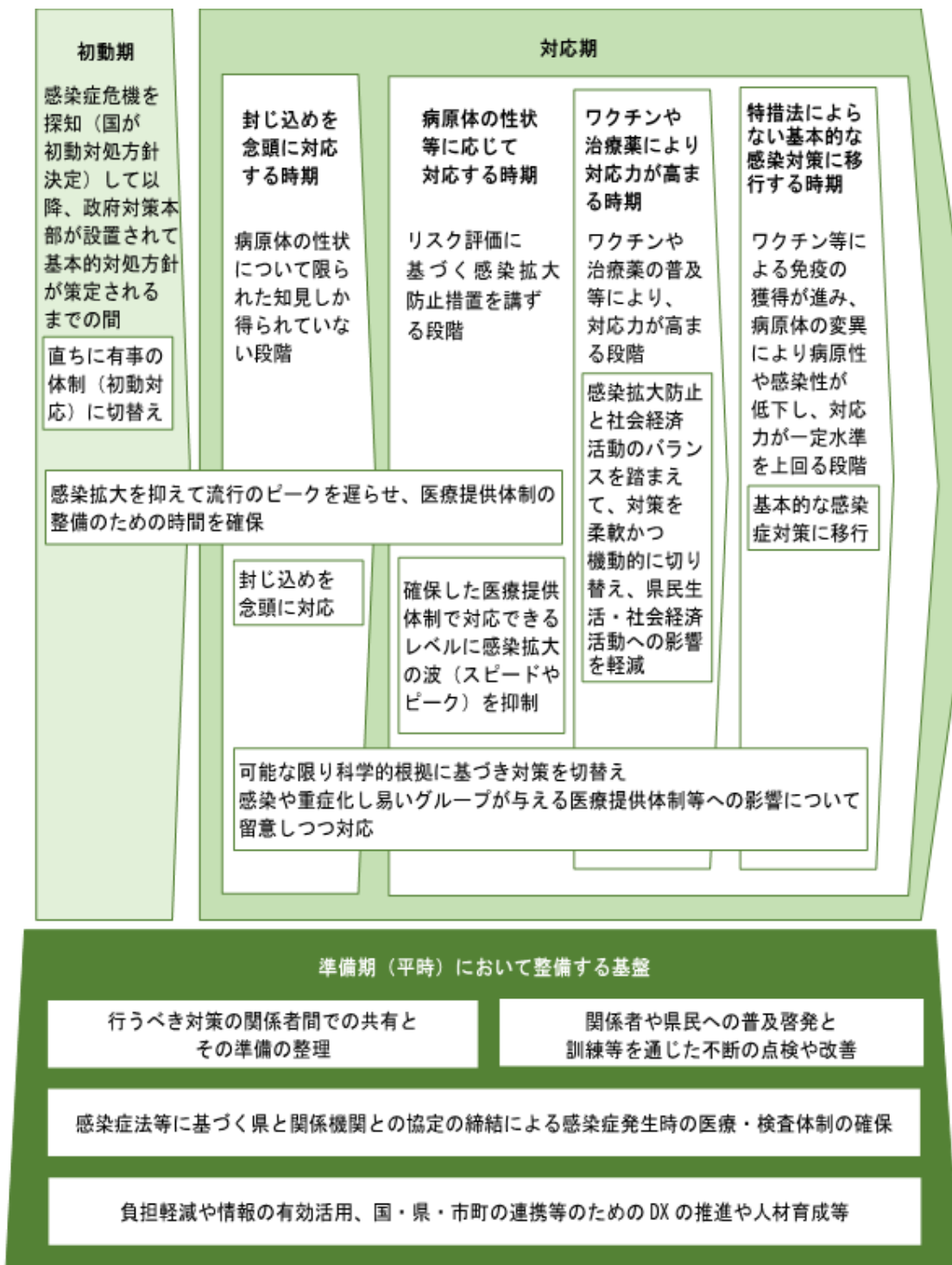
最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

この初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、第2部「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分において、それぞれの時期に必要な対策の選択肢を定める。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待され、事業者や市民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動、備蓄等の準備を行うことが必要である。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。



新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方（県行動計画より）

第3節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

(1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、必要最小限のものとする。その際には、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性があり、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意し、感染症危機に当たっても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新興感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

新型インフルエンザ等対策を総合的に推進するため、府中市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置し、政府対策本部及び県対策本部と相互に緊密な連携を図る。対策本部相互間において総合調整を行うよう要請があった場合には、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の調整を行う。

(4) 感染症危機下の災害対応

感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化、避難所施設の確保や自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。

感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、国や県と連携しながら必要に応じて、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

(5) 記録の作成及び保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存する。

第4節 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

- ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合は、対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。
- ・ WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。
- ・ 新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努め、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により、対策の点検及び改善に努める。
- ・ 新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び同会議を補佐する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対

策を強力に推進し、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

(2) 県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国の基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。

- ・平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。
- ・国、保健所設置市、感染症指定医療機関等で構成される広島県感染症対策連携協議会等を通じ、広島県感染症予防計画等について協議を行い、同予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。
- ・平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCAサイクルに基づき改善を図る。

(3) 市の役割

市は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に關し、国の基本的対処方針に基づき、的確かつ迅速に対策を実施する。

- ・新型インフルエンザ等が発生した時は、市内において関係機関が実施する対策を総合的に推進する。
- ・対策の実施に当たっては、県や保健所、近隣の市町と緊密な連携を図る。

(4) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具をはじめ

めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。

また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び広島県感染症対策連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来等、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

(5) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生時には、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(6) 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。また、新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

(7) 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬などの衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

(8) 市民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、換気、マスク着用、咳エチケット、検温、手洗い、手指消毒、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策やマスク・消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

また、新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種の実施等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

第5節 市行動計画の主要7項目

本市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること」及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること」を達成するため、具体的な対策を定め、次に掲げる7項目を市行動計画の主な対策項目とする。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等に迅速かつ的確に対応するためには、発生段階に応じた行動計画をあらかじめ広く関係者に周知し、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。新型インフルエンザ等は、そのウイルスの病原性が高く感染力が強い場合等、多数の市民の生命健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会経済活動の縮小停滞を招くことが危惧されており、平時における準備をもとに、迅速な情報収集・分析とリスク評価を行い、的確な施策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制するため、市全体の危機管理の問題として全庁的な対策として取り組む。また、新型インフルエンザ等対策は、幅広い分野にまたがる専門的知見が求められることから、行動計画の変更、新型インフルエンザ等発生期等においては学識経験者の意見聴取を行う。

① 感染症対策連絡会議の設置

感染症の予防、感染拡大の防止及び原因究明を目的として、関係部署の連絡調整を円滑に推進するため、府中市感染症対策連絡会議を設置する。

ア. 構成

議長	市長
副議長	副市長、教育長
委員	危機管理監、総務部長、市民生活部長、健康福祉部長、経済観光部長、建設部長、教育部長
事務局	健康福祉部健康推進課、危機管理監危機管理課
学識経験者等	府中地区医師会
	広島県東部保健所福山支所保健課
	地方独立行政法人府中市病院機構
	福山地区消防組合府中消防署

イ. 主な役割

- ・ 感染症対策の協議及びその推進に関すること。
- ・ 関係部署の連絡調整に関すること。
- ・ その他必要な事項に関すること。

② 府中市新型インフルエンザ等対策本部

政府対策本部より、緊急事態宣言が出された場合には、特措法に基づき本市新型インフルエンザ等対策本部を設置し、総合的に対策を推進する。

ア. 構成

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
本部員	危機管理監、総務部長、市民生活部長、健康福祉部長、経済観光部長、建設部長、教育部長、福山地区消防組合府中消防署長
事務局長	健康福祉部長
事務局	健康福祉部健康推進課、危機管理監危機管理課

イ. 主な役割

- ・ 市対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、会議を招集すること。

- ・ 新型インフルエンザ等発生動向の把握に関すること。
- ・ 市内における新型インフルエンザ等の感染拡大抑制対策と予防対策に関すること。
- ・ 市内における新型インフルエンザ等に関する適切な医療の提供に関すること。
- ・ 市内発生時における社会機能維持に関すること。
- ・ 国及び県、関係機関との連絡調整に関すること。
- ・ 市民に対する正確な情報の提供に関すること。
- ・ その他対策本部の設置目的を達成するために必要なこと。

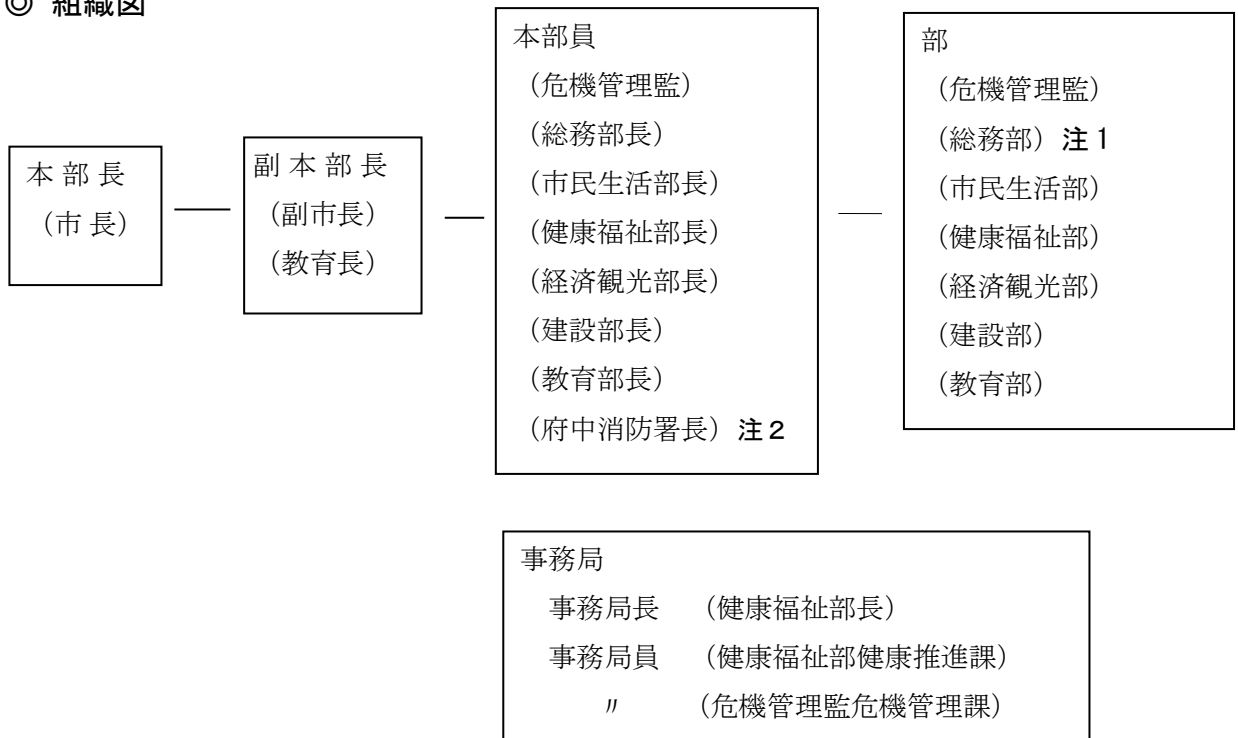
ウ. 部の設置

- ・ 市対策本部の事務を補助するために、各本部員を部長とする部を設置し、各部長は各部の事務を掌理する。

エ. 市職員以外の者の会議への出席

- ・ 特措法及び市対策本部条例により、必要があると認める場合、国の職員その他学識経験者等に会議への出席を依頼し、意見聴取を行う。

◎ 組織図



注1) 部課に属さない課局等は総務部内に構成する。

注2) 消防署長は、特措法第35条第2項第3号に基づく本部員

③ 市対策本部各部の所掌事務

各部の所掌事務は別に定める。

(2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国及び県、市、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、適切に判断、行動するため、対策の全ての段階、分野において相互の間でのコミュニケーションを取り、情報の共有を図る。

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがあり、こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行い、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供する必要がある。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受け取り手の反応の把握までも含むものとする。

市は、高齢者や障害者、外国人など情報が届きにくい人にも配慮し、市公式ホームページやSNS等を含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

また、発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防対策として平時から、市民のほか、県、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、誰もが新型インフルエンザ等に感染する可能性があること、感染したことについて患者やその関係者には責任はないこと、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

(3) まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とする。必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピー

クをできるだけ遅らせ、体制整備を図るための時間を確保し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげる。

特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。このため、病原体の性状等を踏まえたリスク評価を適時適切に行い、強化された医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、特措法に基づき、必要と考えられる地域・期間等において、迅速にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等を含め、強度の高い措置を行う。

また、個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせで行うが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会、経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染症等に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要である。

①個人における対策

- ・マスク着用、咳エチケット、検温、手洗い、手指消毒、うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。
- ・県等からの要請に基づき、患者に対する入院措置、濃厚接触者に対する感染防止のための健康観察、不要不急の外出の自粛要請等に協力する。

②地域・職場における対策

- ・発生の初期の段階から、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。
- ・県等からの要請に基づき実施する、緊急事態における施設の使用制限の要請に協力する。

(4) ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収め、新型インフルエンザ等による健康被害や社会

経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。そのため、市は、国及び県、医療機関、事業者、関係団体等とともに、平時から接種体制の構築や実施方法について準備しておき、接種に当たっては、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

①特定接種

- ・特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、国がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。
- ・市は、新型インフルエンザ等の発生時に、国の基本的対処方針に従い、新型インフルエンザ等対策に携わる市職員等に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種を実施できるよう、接種体制を構築する。

②住民接種

- ・特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の実施が規定されており、国の住民接種実施の決定により市が実施主体として行うこととなるため、予防接種が円滑に行える体制の構築を図る。

(5) 保健

市は、新型インフルエンザ等の発生状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、市民の生命及び健康を保護する必要がある。その際には、市民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、理解や協力を得ることが重要である。

新型インフルエンザ等の感染が拡大し、多数の患者が発生した場合には、業務負荷の急増が想定されるため、平時から情報収集体制や人員体制の構築、優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化を行う必要があり、国及び県の支援も活用しながら新型インフルエンザ等対策を推進する。

(6) 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等

の不足により、医療、検査等の円滑な実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防がなければならない。このため、感染症対策物資等が医療機関をはじめとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等を推進するとともに、需給状況の把握等のために必要な体制を整備し、円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。

また、新型インフルエンザ等の発生時に、不足が懸念される場合等には、国及び県への生産要請等、医療機関等での必要な感染症対策物資等の確保につなげていく。

(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、多くの市民が罹患し、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び市民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

市は、新型インフルエンザ等発生時に、国及び県、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者、一般の事業者とも連携し、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行い、また、事業者や市民等は、平時の準備をもとに、自ら事業継続や感染防止に努める。

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

新型インフルエンザ等が市内外で発生し又はその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。

新型インフルエンザ等の発生時には、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

感染症危機の状況並びに市民生活及び市民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

第1節 準備期

1-1. 市行動計画等の作成・変更や体制整備・強化

特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画等を踏まえ、市行動計画を策定し、必要に応じて変更する。その際には、あらかじめ感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。

また、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成する。

市は、県等の研修に参加するなど、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の養成等を行う。

1-2. 実践的な訓練の実施

市行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

1-3. 国及び県等との連携強化

市は、国及び県等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練等を実施し、関係機関と情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。

第2節 初動期

2-1. 新型インフルエンザ等の発生時（疑いを含む）の体制整備

国内で新型インフルエンザ等の発生情報を得た場合には、府中市感染症対策連絡会議を開催し、速やかに情報の集約・共有・分析を行う。

政府対策本部及び県対策本部が設置された場合、市は、必要に応じて、市対策本部の設置準備を開始するとともに、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進め、新型インフルエンザ等対策に係る措置を準備する。

また、県等と連携して、国が決定した基本的対処方針等を医療機関、事業者、市民に広く周知する。

2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策を実施するため、国の財政支援を踏まえつつ、必要に応じて対策に要する経費について検討し、所要の準備を行う。

第3節 対応期

3-1. 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1. 職員の派遣要請

- ① 新型インフルエンザ等のまん延により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。
- ② 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他市町又は県等に対して応援を求める。

3-1-2. 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行するなどして財源を確保し、必要な対策を実施する。

3-2. 緊急事態措置の検討等

3-2-1. 市対策本部の設置

政府対策本部より、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が出された場合には、直ちに市対策本部を設置する。本市の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行うものとする。

3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策への移行期の体制

3-3-1. 市対策本部の廃止

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市民、県や他市町、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、市民等が適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、国、県及び市による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。その際、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行うよう努める。

また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

第1節 準備期

1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

1-1-1. 市における情報提供・共有

市は、平時から、国や県から提供される、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用、咳エチケット、検温、手洗い、手指消毒、うがい、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等について、市公式ホームページやSNS等を活用し、市民等に分かりやすい情報提供・共有を行う。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。

また、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、偽・誤情報の流布、さらにSNS等の情報に関する市民等のリテラシー向上が図られるよう、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。

1-1-2. 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

市は、情報収集・提供体制を整備し、国及び県が発信する情報を入手することに努め、地域住民が混乱なく必要な情報を的確に提供できるよう、関係部局間での情報共有体制を整備する。特に、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、県及び健康福祉部、教育委員会等関係部局が互いに連携しながら、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、有用な情報源として市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努め、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備を進める。

なお、市民等からのニーズ、リスクの認知とまん延防止に寄与するため、患者発生時の公表項目については、厚生労働省による「一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針」や「一類感染症患者発生に関する公表基準」等を基本として、準備期からあらかじめ下記の図表のとおり明確化し、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

区 分	公表する情報	公表する情報	公表する情報
感染者情報	<ul style="list-style-type: none"> ・年代 ・居住市町 ・発症日 ・検査判明日 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・要因別感染者数を集計して公表 ▶居住市町別
感染源との接触歴	<ul style="list-style-type: none"> ・行動歴（感染源と思われる行動に限定） 	<ul style="list-style-type: none"> ・他事例との関連や県外往来の有無 	<ul style="list-style-type: none"> ▶症状の度合い（重症・中等症・軽症・無症状）
医療機関への受診等	<ul style="list-style-type: none"> ・症状・経過 ・入院医療機関の種別（感染症指定医療機関又は協定締結医療機関） 	<ul style="list-style-type: none"> ・症状・経過 ・療養の種別 	<ul style="list-style-type: none"> ▶療養種別 ▶他事例との関連の有無別 ▶県外往来の有無別

感染者の行動歴 (感染させる可能性のある時期以降)	・感染者に接触した可能性のある者を把握できない行動に限定	・左記に同じ	【ワクチン開始以降】 ▶接種回数別 【発生届重点化以降】 ▶届出対象別
------------------------------	------------------------------	--------	--

▶：情報提供の方法や項目の簡略化はメディアとの合意により順次実施

クラスター発生	・施設種別、利用者数、陽性者数
死亡例	・陽性者であって療養中に亡くなった方（厳密な死因を問わない）の死亡日、療養種別

図表 患者発生時の公表項目（県行動計画より）

1-1-3. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

市は、国及び県からの要請を受けて、相談窓口等の設置をはじめとした市民等からの相談体制の整備等について検討を行う。

第2節 初動期

2-1. 情報提供・共有

2-1-1. 市における情報提供・共有

市は、国の取組に関する留意事項を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められる。市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めは千差万別であることから、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、迅速かつ一体的に、市公式 SNS 等による情報提供に加え、必要に応じてプレスリリース等の情報提供・共有を行う。

市内学校、幼稚園、保育所、福祉施設等の健康観察から新型インフルエンザ等の発生状況の把握に努め、感染対策に関する情報を適切に提供する。また、市民・関係機関に対して個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促す等、国内での発生状況・現在の対策の状況・県内発生した場合に必要な対策等について情報提供するとともに、注意喚起を強化する。

また、初動期には、特に市民等の不安が高まることから、偏見・差別等の不適切な行為が生じやすくなるため、市等は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、実際に生起している状況等を踏まえつつ、偏見・差別等に関して適切に情報提供・共有する。

2-1-2. 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有

市は、市民にとって最も身近な行政主体として、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や市民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察及び生活支援に関して県から協力を求められた場合には、適宜協力する。

2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

市は、市民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口等を設置し、適切な情報提供を行う。

第3節 対応期

3-1. 情報提供・共有

3-1-1. 市における情報提供・共有

市は、国の取組に関する留意事項を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、市民等から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、関係機関等からの情報により、市民や関係機関が必要としている情報や、情報の受け取り手の反応などを把握・分析し、その時点で把握している科学的知見等に基づき、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

3-1-2. 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有

市は、準備期に定めた手順により、県と情報共有を行い、市民や関係機関に対して国内での発生状況・現在の対策の状況・県内発生した場合に必要な対策等について情報を共有し、また、個人一人一人がとるべき行動、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ患者となった場合の対応（受診の方法等）等具体的な情報について注意喚起を強化する。

3-2. 双方向のコミュニケーションの実施

市は、初動期に設置した相談窓口等を継続する。また、市民等からの相談の増加に応じ、適切な情報提供の実施ができるよう相談窓口等の体制を充実・強化する。

第3章 まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命や健康を保護する。その際には、市民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

第1節 準備期

市は、市民等に対し、基本的な感染対策の普及を図り、感染を広げないように不要不急の外出を控えるといった基本的な感染対策について啓発を行う。また、市は、県が行うまん延防止等重点措置による営業時間変更の要請、緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限の要請等、新型インフルエンザ等の発生時に実施され得るまん延防止対策について、個人や事業者への理解促進を図る。

第2節 初動期

市は、国や県等と相互に連携し、市民等に対し、新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起について広く周知する。また、国からの要請を受け、市行動計画や業務継続計画等に基づく対応の準備を行う。

第3節 対応期

市は、県等からの要請に応じ、取組に適宜協力する。

また、市民、事業所、福祉施設等に対しては、次のことを要請する。

- ①マスク着用、咳エチケット、検温、手洗い、手指消毒、うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策の勧奨と徹底。
- ②事業所に対し、職場における感染対策の徹底と当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理及び受診の勧奨。
- ③公共交通機関、医療機関、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等の感染対策の強化。
- ④国及び県等により示された学校・保育施設等における感染対策の実施に関する目安を参考とした学校保健安全法に基づく臨時休業（学級・学年閉鎖、休校等）。

第4章 ワクチン

新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等に対応したワクチンの円滑な接種が実施できるよう、接種体制を構築し、迅速に接種できるようにするとともに、ワクチンを接種したことによる症状等についても適切な情報収集を行う。

第1節 準備期

1-1. ワクチンの接種に必要な資材

市は、以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備し、国及び県の方針に基づき、接種体制等の必要な準備を進め、速やかな予防接種へとつなげる。

表1 予防接種に必要な可能性のある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

1-2. ワクチンの供給体制

市は、実際にワクチンを供給するに当たっては、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

1-3. 接種体制の構築

1-3-1. 接種体制

市は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう、平時から医師会等と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に向けた検討（シミュレーションの実施等）を行う。

1-3-2. 特定接種

特措法第28条の規定に基づき、予防接種法第6条第3項（臨時の予防接種）の規定による予防接種とみなし、同法の規定を適用し特定接種として実施の準備を行う。

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員等については、原則として集団的な接種により接種を実施する。接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図り、特に住民生活・社会経済安定分野の登録事業者については、接種体制の構築を要件とする。

市は、特定接種の対象となり得る者に対し、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築し、特定接種の対象者について把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。

1-3-3. 住民接種

平時から以下（ア）から（エ）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

（ア）国及び県の協力を得ながら、市の区域内に居住する者に対し、特措法第27条の2第1項の規定に基づき、予防接種法第6条第3項の規定による予防接種として、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

（イ）市は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市以外の市町における接種を可能にする取組を進める。

（ウ）市は、速やかに接種が開始できるよう、医師会等と協力し、接種に携わる

医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

(エ) 希望する市民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種対象者数の把握、市職員等の人員体制や接種に携わる医療従事者等の確保、接種の場所の確保、接種に関する市民等への周知等、具体的な実施方法について準備を進める。

1-4. 情報提供・共有

市は、予防接種の実施主体として、医師会等の関係団体との連携の下に適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供等を行う。

市は、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報について、市公式ホームページやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、市民の理解促進を図る。

また、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び衛生部局以外の分野（介護保険・障害福祉部局等）との連携及び協力が重要であり、接種体制強化に努める必要がある。さらに、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であり、教育委員会等との連携を進める必要がある。

1-5. DXの推進

市は、活用している予防接種関係のシステム（健康管理システム）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。

第2節 初動期

2-1. 接種体制

市は、接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制を構築し、準備期1-1において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。また、特定接種・住

民接種については、国のガイドラインに従い、予防接種の円滑な推進を図るため、医師会等関係団体との調整や介護保険・障害福祉・衛生部局等で連携し全庁的な実施体制の確保を行う。

第3節 対応期

3-1. ワクチンや必要な資材の供給

市は、ワクチンの需要量及び供給状況の把握を行い、ワクチン等の使用実績等を踏まえ、割り当てられた供給量の範囲内で、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないよう調整を行う。

3-2. 接種体制

市は、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき接種を行う。新型インフルエンザ等の流行株が変異し、国の方針に基づき追加接種を行う場合は、混乱なく円滑に接種が進められるよう、国及び県、医療機関等と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。

3-2-1. 特定接種

3-2-1-1. 地方公務員に対する特定接種の実施

国が特定接種を実施することを決定した場合において、市は、国と連携し、国の接種指示に基づき、対象となる市職員等に集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

3-2-2. 住民接種

3-2-2-1. 予防接種体制の構築

市は、国及び県等と連携し、予防接種の準備を行い、接種を希望する市民等が速やかに接種を受けられるよう、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

3-2-2-2. 接種に関する情報提供・共有

市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。

3-2-2-3. 接種記録の管理

市は、接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備したシステムを活用し、

接種記録の適切な管理を行う。

3-2-2-4. 接種体制の拡充

市は、ワクチンの供給状況や感染状況等を踏まえ、必要に応じて接種会場の増設等を検討する。

また、高齢者支援施設、障害福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の介護保険・障害福祉部局等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

3-3. 健康被害救済

予防接種による健康被害が発生した場合、予防接種法に基づく救済制度を活用する。健康被害が生じた者が速やかに救済を受けられるよう、制度の周知を徹底し、申請受付のほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

救済制度の申請があった場合は、府中市予防接種健康被害調査委員会を開催し、接種と被害の因果関係を示す書類を確認し、県をとおして国の審査機関へ進達し、因果関係が認められた場合は、その結果に基づいて給付を行う。

3-4. 情報提供・共有

市は、予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国及び県が提供・共有する情報について市民等への周知・共有を行い、接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことを検討する。

3-4-1. 特定接種等に係る対応

市は、国及び県等と連携し、特定接種等のワクチンの有効性・安全性・接種に関する情報を入手し、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

3-4-2. 住民接種に係る対応

特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には流行に対する不安の高まりや限られたワクチンの供給などによる混乱等が予想される。これらを踏まえ、市は、実施主体として市民からの基本的な相談に応じ、広報に当たっては、接種の目的や意義、接種の時期、方法、ワクチンの有効性・安全性についてなどをできる限り情報公開するとともに

わかりやすく伝えることが必要である。

第5章 保健

第1節 準備期

感染症有事には、保健所は地域における情報収集・分析を実施し、それぞれの地域の実情に応じた感染症対策の実施を担う点で、感染症危機時の中核となる存在である。市は、平時から県、保健所等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携強化を図るとともに、感染症発生時の応援派遣要請等における協力について検討する。

第2節 初動期

初動期は、市民等が不安を感じ始める時期であり、迅速に対応期に向けた準備を進めることが重要である。市は、感染症有事体制を構成する人員の参集や県等からの応援派遣要請に係る人員の確保、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえた必要な物資・資機材の調達等、感染症有事体制への移行の準備を進める。

第3節 対応期

市は、感染が拡大する時期にあつては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動や対策等について、市民等の理解を深めるため、分かりやすく情報提供・共有を行う。また、高齢者、子ども、日本語の理解が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な方のニーズに応えられるよう、県等と連携の上、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。

また、県が実施する食事の提供など、当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供やパルスオキシメーター等の物品の支給、健康観察の協力等、求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、市民の生命及び健康を保護する。

第6章 物資

第1節 準備期

感染症対策物資等（医薬品（ワクチン、PCR 検査試薬、抗原検査キット等）、個人防護具（マスク、ガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋））は、有事の際に、医療、介護等の円滑な実施のために欠かせないものである。

市は、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保できるようにする。また、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

消防機関は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

第2節 初動期

感染症対策物資等の不足により、医療、介護等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。

市は、感染症対策物資等の円滑な供給に向けた準備や個人防護具が不足するおそれがある場合、医療機関、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設等へ、市の備蓄分から必要な個人防護具の配布を行う。

第3節 対応期

初動期に引き続き、個人防護具が不足する医療機関、高齢者施設等への配布を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。また、必要な物資及び資材が不足するときは、県に必要な対応を要請する。

第7章 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により、市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。

市は、県等と連携し、市民生活及び市民経済の安定を確保するための体制及び環境の整備を行うとともに、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等の呼びかけを行う。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び社会経済活動の安定を確保ための取組を行う。また、新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。

事業者や市民は、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に努める。

各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

第1節 準備期

1-1. 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や関係部署間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

1-3. 物資及び資材の備蓄

① 市は、市行動計画に基づき、備蓄している感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

② 市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、県と連携し、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等に備えて、要配慮者の把握とともにその具体的手続等を検討する。

1-5. 火葬体制の構築

市は県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。その際には戸籍事務担当部局等の関係機関との調整を行うものとする。

第2節 初動期

2-1. 事業継続に向けた準備等の要請

市は、県等と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、事業者に対して従業員の健康管理の徹底や職場における感染対策の開始の準備要請等の対策を進める。

2-2. 生活支援を要する者への支援

市内の関係団体や町内会等地区組織に新型インフルエンザ等の発生情報の提供を行い、要援護者への支援について協力・連携を密にし、必要時速やかに支援が行える体制を構築する。

2-3. 生活関連物資等の安定供給に関する市民及び事業者への呼びかけ

県等と連携し、食料品、生活必需品等の購入等に当たっての消費者としての適切な行動を啓発するとともに、必要に応じて、事業者に対しても生活関連物資等の価格の高騰・買占め・売惜しみを生じさせないように要請を行う。

2-4. 遺体の火葬・安置

市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

第3節 対応期

3-1. 市民生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1. 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

3-1-2. 生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

3-1-3. 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

3-1-4. 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 市は、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、国が実施する調査・監視をふまえ、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ② 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。
- ④ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高く、市民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

3-1-5. 埋葬・火葬の特例等

市は、県を通じての国からの要請を受けて、必要に応じて、可能な限り火葬炉を稼働させ、死亡者が増加し火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保し、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県と連携し、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する最新の情報を広域的かつ速やかに収集し、円滑に火葬が行われるよう努める。

また、火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行い、市内で火葬を行うことが困難と判断される時は、近隣市町及び県に対して広域火葬の応援協力を要請し、広域な火葬体制を確保するとともに、遺体の搬送の手配等を実施する。

3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び市民経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

3-2-2. 市民生活及び市民経済の安定に関する措置

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である広島県水道広域連合企業団は、新型インフルエンザ等緊急事態において、行動計画等に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

【 用語集 】

用語	内容
医療措置協定	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者
患者等	患者及び感染したおそれのある者
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態
感染症指定医療機関	県行動計画においては、感染症法第 6 条第 12 項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。
感染症対策物資等	感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品（「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」第 2 条第 1 項に規定する医薬品）、医療機器（同条第 4 項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にはばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材
感染症法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こす A 型又は A 型のような毎年の抗原変異が起らない B 型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症
基本的対処方針	特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの
業務継続計画（BCP）	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画
緊急事態宣言	特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること
緊急事態措置	特措法第 2 条第 4 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
健康観察	感染症法第 44 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること
検査等措置協定	感染症法第 36 条の 6 第 1 項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定
個人防護具（PPE）	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具

指定（地方）公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと
新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（感染症法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。 本市行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等対策閣僚会議	新型インフルエンザ等の発生に備え、関係省庁の緊密な連携を確保し、政府一体となって対応するため、全閣僚が出席する会議 「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について（平成23年9月20日閣議口頭了解）」に基づき開催
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態
新型コロナウイルス	新型コロナウイルス感染症（COVID-19）。病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関（WHO）に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるもの
新型コロナウイルス感染症等	感染症法第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症及び同項第4号に規定する再興型コロナウイルス感染症をいう。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症
生活関連物資等	食料品や生活必需品、その他の市民生活との関連性が高い又は市民経済上重要な物資
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、国による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション
対策本部	特措法に基づき設置される新型インフルエンザ等対策本部をさす。 ※政府が特措法第15条第1項に基づき設置する本部は、政府対策本部という。 県が特措法第22条第1項に基づき設置する本部は、県対策本部という。市町村が、特措法第34条第1項に基づき、緊急事態宣言がなされたときに設置する本部は、市町村対策本部という。
登録事業者	特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの
特措法	市行動計画においては、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの
特定接種	特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと

	<p>特定接種の対象となり得る者は、</p> <p>①医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの（登録事業者）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）</p> <p>②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員</p> <p>③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員である。</p>
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器
広島県感染症対策連携協議会	感染症法第 10 条の 2 に規定する主に都道府県と保健所設置市・特別区の連携強化を目的に、管内の保健所設置市や特別区、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、県が設置する組織
広島県感染症予防計画	感染症法第 10 条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画
フレイル	加齢とともに心身の活力（筋力や認知機能等）が低下し、生活機能障害、要介護状態、死亡等の危険性が高くなった状態のこと。適切な介入・支援により、生活機能の維持・向上が可能とされている。
まん延防止等重点措置	特措法第 2 条第 3 号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第 31 条の 8 第 1 項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
無症状病原体保有者	感染症法第 6 条第 11 項に規定する感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないものをいう。
薬剤感受性	感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性（有効性又は抵抗性）をいう。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第 21 条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
予防投与	新型インフルエンザウイルスの曝露を受けた者は、無症状又は軽微な症状であっても他人に感染させるおそれがあることから、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を実施する。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念
DX	Digital Transformation の略 直訳すると「デジタル変革」。デジタル技術を用いて人々の生活をより良いものに変革すること。
ICT	Information and Communication Technology の略 情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティや AI 等が含まれる。
PCR	ポリメラーゼ連鎖反応 (Polymerase Chain Reaction の略) DNA を増幅するための原理であり、特定の DNA 断片（数百から数千塩基対）だけを選択的に増幅させることができる。
PDCA	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ

○府中市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成 25 年 3 月 19 日条例第 2 号）

府中市新型インフルエンザ等対策本部条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）第 37 条において準用する法第 26 条の規定に基づき、府中市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第 2 条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括する。

- 2 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、新型インフルエンザ等対策本部の事務を整理する。
- 3 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、新型インフルエンザ等対策本部の事務に従事する。
- 4 新型インフルエンザ等対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

（会議）

第 3 条 本部長は、新型インフルエンザ等対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。

- 2 本部長は、法第 35 条第 4 項の規定により国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

（部）

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、新型インフルエンザ等対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、法附則第1条に規定する政令で定める日から施行する。

別紙

府中市新型インフルエンザ等対策本部 各部等所掌事務

部	新型インフルエンザ等対策業務
共通	<ul style="list-style-type: none"> ○職場内での感染予防策及び感染拡大防止策の徹底に関する事 ○発生期における市業務の維持継続に関する事 ○市民への情報提供に関する事 ○事業者等への情報提供に関する事 ○多数の者が利用する施設等におけるまん延防止及び活動の自粛・中止の調整に関する事 ○県、他市町、関係機関・団体等との連携、協力及び情報共有に関する事
事務局 健康福祉部健康推進課 危機管理監危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> ○対策本部の維持及び総合調整に関する事 ○新型インフルエンザ等対策本部への報告、連絡、相談に関する事 ○WHO（世界保健機関）、国、県からの情報収集と連携に関する事 ○県と連携のもと、医療体制の確保に関する事 ○医療体制の把握に関する事 ○活動の自粛・中止の調整に関する事 ○本部内他の部に属しない事
危機管理監	<ul style="list-style-type: none"> ○危機管理全般に関する事
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ○市民、報道機関等への広報に係る企画・調整に関する事 ○広報の総括に関する事 ○報道機関への情報提供に関する事 ○庁舎におけるまん延防止対策に関する事 ○物品調達に関する事 ○財政運営等に関する事 ○情報システム、情報セキュリティに関する事。 ○情報ネットワークの運用管理に関する事。 ○職員の健康管理に関する事 ○職員の特定接種に関する事 ○議会との調整及び情報提供に関する事

市民生活部	<ul style="list-style-type: none"> ○町内会に関する事 ○地域交通の運行に関する事 ○地域内交通事業者に対するまん延防止に関する事 ○火葬許可に関する事 ○死亡者の円滑な埋火葬に関する事 ○遺体安置所の確保に関する事 ○ごみの収集に関する事 ○資源の使用抑制とごみの排出抑制に関する事 ○上下地区の感染予防及びまん延防止に関する事
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ○感染予防対策全般に関する事 ○市民からの相談窓口の開設に関する事 ○予防接種に関する事 ○患者移送体制（感染症法に基づく）の確保に関する事 ○社会福祉施設等における感染予防・まん延防止等に関する事 ○社会福祉施設等における感染状況の把握に関する事 ○高齢者・障害者等要援護者の支援に関する事 ○在宅療養者の対応に関する事 ○保育所等における感染予防及びまん延防止に関する事 ○放課後児童クラブにおける感染予防及びまん延防止に関する事 ○物資及び資材の備蓄に関する事 ○地域医療に関する事
経済観光部	<ul style="list-style-type: none"> ○イベント、集会等の活動自粛・中止の調整に関する事 ○家きん類等の感染把握及びまん延防止に関する事 ○食料及び生活必需品の確保に関する事
建設部	<ul style="list-style-type: none"> ○ライフラインの機能確保に関する事 ○下水道施設の維持管理に関する事 ○広島県水道広域連合企業団との連絡調整に関する事
教育部	<ul style="list-style-type: none"> ○公民館等における感染予防及びまん延防止等に関する事 ○学校における感染予防及びまん延防止、感染状況の把握に関する事 ○感染期における教育対策に関する事